

第11回 光市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成30年4月13日（金）午前9時30分から10時40分

2 開催場所 光市役所大和支所 第2会議室

3 出席委員（22人）

農業委員

- | | | |
|-----|----|--------|
| 1番 | 埤田 | 定 |
| 2番 | 熊野 | 茂公 |
| 3番 | 宮内 | 昭壽 |
| 4番 | 河村 | 晴夫 |
| 5番 | 小林 | 勉 |
| 6番 | 田村 | 尚利 |
| 7番 | 出穂 | 真奈美 |
| 8番 | 鬼武 | 敬子 |
| 9番 | 繁本 | 武紀 |
| 10番 | 藤本 | 準一 |
| 11番 | 山本 | 忠男 |
| 12番 | 田村 | 耕一（会長） |

農地利用最適化推進委員

- | | | |
|-----|-----|----|
| 1番 | 小田 | 博 |
| 2番 | 城 | 俊治 |
| 3番 | 末岡 | 博 |
| 4番 | 國弘 | 久男 |
| 5番 | 西村 | 隆裕 |
| 6番 | 秋山 | 孝 |
| 7番 | 西岡 | 正信 |
| 8番 | 弘田 | 靖 |
| 9番 | 久保田 | 等 |
| 10番 | 尾崎 | 敬一 |

4 欠席委員

農業委員（0人）

農地利用最適化推進委員（0人）

5 議事日程

第1 議事録署名委員の指名

第2 会議書記の指名

議案 第1号 農地法第3条許可申請に対する許可決定について

議案 第2号 農地法第5条転用許可申請に対する許可決定について

議案 第3号 農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について

報告 第1号 農地法第5条転用届出に係る局長専決処理について

報告 第2号 非農地証明について

報告 第3号 水田埋立による畑地造成報告について

6 農業委員会事務局職員

事務局長 國本 正和

農地係長 森重 康男

農政振興係長 松原 耕二

事務局

みなさんおはようございます。

議事に入る前に4月1日付人事異動により、光市経済部職員に異動がありました。移動のありました方からごあいさついただきます。

はじめに、組織改正によりまして、4月1日に、経済部農林水産課長に着任されました弥益様よりお願いいたします。

(農林水産課長あいさつ)

次に、4月1日に、経済部農林水産課、地産地消担当課長に着任されました弘様よりお願いいたします。

(地産地消担当課長あいさつ)

次に、4月1日に、経済部農林水産課、農林水産技術担当課長に着任されました西村様よりお願いいたします。

(農林水産技術担当課長あいさつ)

次に、3月31日をもって農業耕地課長として退職されました酒谷様よりお願いいたします。

(前農業耕地課長あいさつ)

ありがとうございました。

続きまして、平成30年度の光市農業関係予算の概要についてご説明をいただきたいと思います。

(経済部地産地消担当課長、農林水産技術担当課長、農林水産課長より平成30年度光市農業関係予算の概要説明。)

ここで、経済部関係者は退席させていただきます。

(経済部関係者退席)

議長

それでは 只今から第11回農業委員会総会を開会します。

本日出席の農業委員は12名、農地利用最適化推進委員は10名で定足数に達しており、総会は成立しています。次に、光市農業委員会総会会議規則第20条第2項に規定する議事録署名委員ですが、議長から指名させていただくことに御異議ありませんか。

(なしの声)

それでは、本日の議事録署名委員は、10番 藤本 準一 委員、11番 山本 忠男 委員 をお願いします。

なお、本日の会議書記には、事務局職員の松原係長を指名いたします。

それでは、議案第1号に入ります前に、秋山 委員につきましては、本件事案が「農業委員会等に関する法律」第31条の規定による「議事参与の制限」の関係があるため、一時退席をお願いします。

(秋山 委員 退席)

それでは議事に入りたいと思います。事務局から議案について説明をお願いします。

事務局

それでは総会議案の1ページをご覧ください。

議案第1号「農地法第3条許可申請に対する許可決定について」でございます。今月の申請は1件でございました。

それでは、別紙「位置図」、第3条の番号1をお開きください。

議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

申請のありました土地は大字岩田地内にある4筆でございます。

地目は田および畑、面積は田が3,742㎡、畑が1,180㎡、合計4,922㎡の全てが自作地でございます。

譲渡の理由ですが、譲渡人は下松市在住で体調不良等から耕作並びに管理が困難となり、親族も相続を望んでおられないことから、当該農地を有効に活用してくれる方への譲渡を検討していたところ、規模拡大による経営基盤の安定を考えておられた市内在住の譲受人と、双方の希望が合致し、今回の申請に至ったものでございます。

では、農地法第3条第2項、各号の農地の権利移動の制限に関する判断について検討した結果を説明します。

まず、第2項第1号の「全部効率利用要件」についてですが、現在所有、耕作している農地は、自宅から近距離であり、利便性が高く、又、農機具の確保の状況、農作業に従事する家族の状況等から見て、今回取得する農地を合わせて、効率的に耕作を行われることが認められると判断いたします。

続いて第2号の「農地所有適格法人以外の法人の規定」ですが、本件は個人の権利取得ですので適用はございません。

続いて第3号の「信託要件」についてですが、これも、信託ではないので適用はございません。

続いて第4号の「農作業常時従事要件」についてですが、営農計画書から譲受人は耕作に必要な農作業に常時従事できる見込みであると考えております。

続いて第5号の「下限面積要件」ですが、今回取得される農地も含めて本市の下限面積要件である30アールは充分満たしております。

続いて第6号の「転貸禁止要件」については、該当いたしません。

続いて第7号の「地域調和要件」ですが、営農計画書から見て、周辺農地の農業上の効率的かつ総合的な利用の確保に支障は生じないものと考えます。

以上のとおり、農地法第3条第2項各号に該当するものはありませんので、許可要件のすべてを満たしていると判断いたします。

なお、この件については地区担当委員の弘田委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

以上で事務局からの説明を終わります。

議長 弘田委員、補足説明をお願いします。

推進8番 特にございませぬ。

議長 これより質疑に入ります。何かございせんか。
(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。

議案第 1 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手を
お願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 1 号は原案のとおり決定いたしました。こ
こで、秋山 委員に入場していただきます。

(秋山 委員 入場、着席)

秋山 委員に報告します。議案第 1 号は原案のとおり決定いたしまし
た。続いて議案第 2 号の説明をお願いします。

事務局

それでは、議案第 2 号「農地法第 5 条転用許可申請に対する許可決定
について」でございます。今月の申請は 4 件でございます。

それでは、別紙「位置図」、第 5 条の番号 1、2、3 をお開きください。
議案の説明と併せてご覧いただけたらと思います。

番号 1 番から 3 番まで申請人が同一で、かつ転用の目的も同一でござ
いますので 3 件あわせてご説明申し上げます。

本件は所有権移転に伴う転用許可申請となっております

申請者のうち、譲渡人は近隣にお住まいで、譲受人は広島県福山市に
本店がある太陽光発電事業を営む法人です。

申請のあった土地は、光市役所大和支所から南西に約 2 km の大字三輪
地内にある 3 筆で、地目は全て田、面積がそれぞれ 3,310 m²、2,817 m²、
1,824 m² の自作地です。譲渡し人は当該農地を相続された後、高齢でも
あることからその維持管理に苦慮されており、また借り受けて耕作する
者もなく、処分することを検討されていたところ、譲受人が事業規模の
拡大のため新たな太陽光発電施設用地として買い受けた旨申し出て、
双方の希望が合致したことから、この度申請となったものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。
許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準で
す。

それでは「農地の区分」です。本件については、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地となり、他に代わりとなる土地がない場合許可されるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等を審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設用地ということであり、特に問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当いたしません。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないものと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当いたしません。

次に「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これには該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないこととなっておりますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設用地であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。
説明は以上でございます。

なお、この件につきましては、城委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長

城委員、補足説明をお願いします。

推進 2 番 当該農地は、県道と小さいながらも川に挟まれた位置にあることから、周辺農地への影響はないものと思われ、以上です。

12 番 ここは平地ですか。

推進 2 番 ほぼ平地です、敷地内に 1m 半くらいの若干の段差があります。

12 番 番号 2 番については許可面積に対してパネル設置予定の面積が小さいように思われますが。

事務局 太陽光パネルについて発電に最適な南向きで段差等を避けて設置しますと、議案にあります設置予定面積となるものでございます。

議長 ほかに何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号の番号 1 番から 3 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の番号 1 番から 3 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 つづきまして番号 4 番について説明いたします。
本件も所有権移転に伴う転用許可申請となっております

申請者のうち、譲渡人は近隣にお住まいで、譲受人は広島県福山市に居住されている個人の方です。

申請のあった土地は、先ほどの番号 1 番から 3 番の隣接地であり、光市役所大和支所から南西に約 2 km の大字三輪地内にある 1 筆です。

地目は田、面積は 746 m² の自作地です。譲渡し人は当該農地を相続された後、高齢でもあることからその維持管理に苦慮されており、また借

り受けて耕作する者もなく処分することを検討されていたところ、譲受人が太陽光発電事業への参入を計画し太陽光発電施設用地を探していたところ、買い受けた旨申し出て、双方の希望が合致し、この度申請となったものでございます。

では、農地法に基づく農地転用許可の検討事項についてご説明します。許可の要件である、立地基準と一般基準について。まず、立地基準からまいります。

それでは「農地の区分」です。本件についても、第1種、第3種農地のいずれの要件にも該当しないため第2種農地となり、他に代わりとなる土地がない場合許可されるとなっております。

ここからは、一般基準です。事業の実施について、その確実性・周辺農地への影響等を審査いたします。

まず、「転用の目的」ですが、太陽光発電施設用地ということであり、特に問題ないものと判断します。

次に、「資力及び信用」についてですが、提出されている資金計画書・預金残高等から、問題ないものと判断します。

それから「転用行為の妨げとなる権利を有する者の同意状況」ですが、農地基本台帳によると貸借等の関係も特になく、これには該当しないものと考えます。

続いて「遅滞なく転用目的に供することの確実性」についてですが、事業計画書等により、問題はないものと判断します。

次に「行政庁の免許、許可、認可等の処分見込み」についてですが、これには該当いたしません。

次に「一体利用地の利用見込み」についてですが、事業に供するのは申請地のみですから、これには該当しません。

さらに「計画面積の妥当性」についてですが、申請に係る農地面積が、事業の目的から見て適正と認められない場合は許可しないこととなっておりますが、事業計画書等から判断し、適当であると考えます。

続いて「周辺の農地に係る営農条件への支障の有無」についてですが、転用目的が太陽光発電施設用地であり、被害防除計画書の内容等からも判断し、近接農地の日照・通風等については問題ないと考えます。

以上、許可に必要な要件はすべて満たしていると判断いたします。

説明は以上でございます。

なお、この件につきましても、城委員に調査をお願いし、特に問題ない旨の回答をいただいております。

議長 城委員、補足説明をお願いします。

推進 2 番 当該農地は、さきほどの番号 1 番から 3 番と続きの位置にあり、問題ないと思われ、以上です。

議長 これより質疑に入ります。何かございませんか。

(異議なしの声)

ご異議がないようですので採決いたします。議案第 2 号の番号 4 番について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 2 号の番号 4 番は原案のとおり決定いたしました。

事務局 続きまして議案第 3 号「農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づく農用地利用集積計画の承認について」をご説明します。

光市長から、平成 30 年 3 月 31 日付けで農用地利用集積計画の決定を求められています。

別紙の農用地利用集積計画書(案)をご覧ください。

平成 30 年度 3 号です。新規の計画が 30 件、54 筆で面積は 72,335 m²、更新が 105 件 163 筆で 249,179 m²、合計が 135 件 217 筆で 321,514 m²でございます。

貸し手、借り手、土地の所在その他、各計画内容につきましては、記載のとおりでございます。

なお、以上の計画内容は、経営面積・従事日数など、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項の要件を満たしております。

以上でございます。

議長 これより質疑に入ります。

10 番 番号 23 番と 24 番のように、一方では貸し手、一方では借り手というのは問題ないのでしょうか。

事務局 農地法では制限がございますが、農業経営基盤強化促進法では特に制限がなく、農地の集団化や分散錯圃の解消といった農地利用の最適化の観点から問題ないと考えます。

議長 ほかに何かございませんか。

(なしの声)

ないようですので採決いたします。議案第 3 号について、原案のとおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

事務局 全員賛成ですので、議案第 3 号は原案のとおり決定いたしました。

続きまして、報告第 1 号「農地法第 5 条転用届出に係る局長専決処理について」です。

届出の件数は、4 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局局長専決により受理いたしました。

続いて報告第 2 号「非農地証明について」です。

証明願いの件数は、1 件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

担当委員 3 名と事務局 1 名による現地調査の結果、記載のとおり農地法の適用を受けないものであると認め、証明書を交付しました。

続いて報告第 3 号「水田埋立による畑地造成報告について」です。

届出の件数は、4件でございました。

内容については記載のとおりでございます。

なお、届出書類は添付書類も含めて完備しておりましたので、事務局長により受理いたしました。

以上でございます。

議長

只今の報告第1号から第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(なしの声)

質問、意見等が無いようでしたら、これらは報告案件でございますので、御了解いただきたいと思います。

以上で第11回光市農業委員会総会を閉会いたします。

上記は、平成30年4月13日開催の第11回光市農業委員会総会の議事録である。

平成30年 月 日

光市農業委員会 会長 田村 耕一

上記の議事録は、正当と認め署名いたします。

議事録署名人

光市農業委員 _____ 印

光市農業委員 _____ 印